

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="528 562 902 594">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="587 1297 842 1329"><u>2024年2月15日</u></p> <p data-bbox="575 1444 854 1476">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1777 562 2151 594">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="1843 1297 2098 1329"><u>2024年4月1日</u></p> <p data-bbox="1831 1444 2110 1476">株式会社 STNet</p>	

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)								
<p>(用語の定義)</p> <p><b>第3条</b> この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="139 321 1270 472"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 初期契約解除</td> <td>当社から送付する契約内容通知書面の受領から一定の期間、光電話サービス契約者からの請求により、当社の合意なく光電話サービス契約者の都合のみにより契約解除できること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(契約者が行う光電話サービス契約の解約)</p> <p><b>第19条</b> 光電話サービス契約者は、光電話サービス契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめ光電話サービス取扱所に書面により通知していただきます。</p> <p>2 前項により、光電話サービス契約を解約する場合、契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、光電話サービス契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。</p> <p>(初期契約解除)</p> <p><b>第19条の2</b> 光電話サービス契約者は、<u>契約内容の確認書面</u>を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、<u>書面により本契約の解除を行うことができます</u>。この効力は、光電話サービス契約者が当社が別途定める書面を発した時に生じます。</p> <p>2 光電話サービス契約者が、<u>初期契約解除に係る書面を発した場合</u>、当社は本契約の解除までの期間において提供を受けた光電話サービスの料金を請求いたします。</p>	用語	用語の意味	7 初期契約解除	当社から送付する契約内容通知書面の受領から一定の期間、光電話サービス契約者からの請求により、当社の合意なく光電話サービス契約者の都合のみにより契約解除できること	<p>(用語の定義)</p> <p><b>第3条</b> この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="1386 321 2516 472"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 初期契約解除</td> <td>当社からの契約内容通知の受領から一定の期間、光電話サービス契約者からの請求により、当社の合意なく光電話サービス契約者の都合のみにより契約解除できること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(契約者が行う光電話サービス契約の解約)</p> <p><b>第19条</b> 光電話サービス契約者は、光電話サービス契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめ光電話サービス取扱所に<u>当社所定の方法により通知していただきます</u>。</p> <p>2 前項により、光電話サービス契約を解約する場合、契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、光電話サービス契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。</p> <p>(初期契約解除)</p> <p><b>第19条の2</b> 光電話サービス契約者は、<u>契約内容通知</u>を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、<u>当社に書面を発することまたは当社所定の方法により通知することにより本契約の解除を行うことができます</u>。この効力は、光電話サービス契約者が当社が別途定める書面を発した日または通知を完了した日に生じます。</p> <p>2 光電話サービス契約者が、<u>初期契約解除を行った場合</u>、当社は本契約の解除までの期間において提供を受けた光電話サービスの料金を請求いたします。</p>	用語	用語の意味	7 初期契約解除	当社からの契約内容通知の受領から一定の期間、光電話サービス契約者からの請求により、当社の合意なく光電話サービス契約者の都合のみにより契約解除できること	
用語	用語の意味									
7 初期契約解除	当社から送付する契約内容通知書面の受領から一定の期間、光電話サービス契約者からの請求により、当社の合意なく光電話サービス契約者の都合のみにより契約解除できること									
用語	用語の意味									
7 初期契約解除	当社からの契約内容通知の受領から一定の期間、光電話サービス契約者からの請求により、当社の合意なく光電話サービス契約者の都合のみにより契約解除できること									

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則  <u>(実施期日)</u>                      1 この改正約款は、2024年4月1日から実施します。  <u>(経過措置)</u>                      2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  <u>(整理品目)</u>                      3 別記12 天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス (1)における、時報サービスについては、2024年3月31日をもって提供を終了するものとします。  <u>(特例措置)</u>                      4 光電話サービス契約を締結した光電話サービス契約者に、特例措置を実施します。ただし、この約款の附則で別に定める場合を除きます。                      5 3の特例措置は次のとおりとし、実施期間は、2024年4月1日から2024年6月30日までとします。                      (1) コース1に係る新規契約(ただし、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合に限る)に伴う番号移転に係る工事費については0円とします。                      (2) コース1に係る新規契約(ただし、光ネットサービスの提供を開始している契約者が申込した場合に限る)に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。(ただし、提供区域がピカラCVC、ピカラMCB、ピカラ東かがわ、ピカラUCAT、ピカラ(宇和島市)、ピカラ西予、ピカラ八西、ピカラKBC、ピカラ石井CATV、ピカラエーアイ、ピカラてれびあなん[エリア区分(1)]、ピカラ香南、ピカラswanに限る)                      (3) コース4に係る新規契約(ただし、提供区域がピカラ(愛媛)、ピカラ愛媛CATV、ピカラ鳴門を除く)に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。                      (4) コース7およびコース8に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。                      (5) コース9に係る新規契約(ただし、提供区域がピカラ中土佐を除く)に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。                      (6) 別記1(1)の提供区域名ピカラ香南において、光ネットサービスを同時に利用し、かつ「番号通知リクエスト機能」「迷惑電話撃退機能」を契約している光電話サービス契約者の利用料金については、光電話サービスの付加機能使用料から1ヶ月あたり200円を減額します。                      (7) 別記1(1)の提供区域名ピカラCVC[エリア区分(2)]において、光電話サービスの提供を開始している契約者が、光電話の回線および番号追加の申込みをした場合、交換機設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。                      5 4の新規契約する場合の特例措置について、以下の場合は適用しません。                      (1) 現在の光電話サービス契約者が、既に締結している光電話サービス契約(この条文において「従来の光電話サービス契約」といいます。)に加えて、同一の構内又は建物で新たに光電話サービス申込みを行い、かつ当該新たに締結した光電話契約の成立以降12ヶ月以内に従来の光電話サービス契約を解除した場合。</p>	